

山口大学

学生特別支援室だより

News Letter



「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」は、平成28年度に施行された法律で、改正法が令和6年度から施行されます。

障害者差別解消法では、「合理的配慮」の提供と、障害を理由とした「差別的取り扱いの禁止」が 求められていますが、改正法では、これまで事業者に努力義務として求められていた合理的配慮の提 供が義務化されます。これにより、行政機関/事業者の別なく、「合理的配慮」が法的に義務付けられる ことになります。

行政機関 等

S

S

障害を理由とした「不当な差別的取扱い」の禁止

法的義務

事業者

● 障害のある人への「合理的配慮」の提供

- 障害のある人への機会の保障がいっそう求められます。
- 大学の場合、在学生のみでなく、教職員、地域の利用者なども配慮の対象となり得ます。
- 障害や環境によって、困っている場合に合理的配慮を実施する必要があります。
- 本学の在学生については、必要に応じて、授業や研究などでの合理的配慮を調整します。
- 「学生特別支援室」では、障害等のある学生の修学に関する相談対応や支援のコーディネートを行っています。

「障害者」?「合理的配慮」? 法律等での定義は以下のとおり

「障害者」

「障害者差別解消法」より

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

「社会的障壁」

「障害者差別解消法」より

障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における 事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう

「合理的配慮」

「障害者権利条約」より

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを 確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものを言う

> 参考:内閣府ホームページ「障害を理由とする差別の解消の推進」 https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html

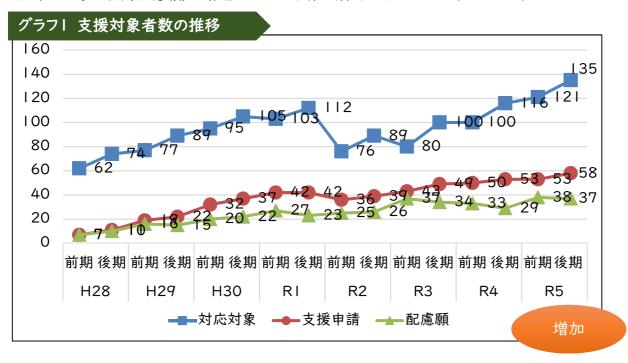
グラフで見る、SSR相談対応状況Ⅱ

山口大学学生特別支援室だより(NewsLetter)第6号(2018年10月発行)にて、当時のSSR相談対応状況をグラフでご紹介しました。今回はその内容を更新してご報告します。

※障害等のある学生の修学支援の拠点である「学生特別支援室」で確認している状況の紹介です。 ※数値は2024年2月末現在のものです。

支援を希望する学生が少しずつ増えています

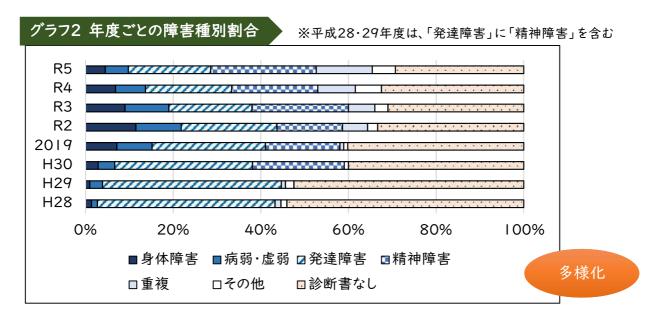
学生特別支援室にて相談対応を行ったり経過観察している学生数(対応対象)、そのうちの障害等のある学生のための修学支援の申請制度を利用している学生数(支援申請)、さらに授業中「配慮願」を配布した学生数(配慮願)の推移をみると、増加傾向にあることが分かります。



在学生の障害種はバリエーション豊かです

学生特別支援室にて対応している学生の障害種別の割合を見てみると、年度ごとに差があるものの、

- ・各障害種に一定量の割合が確認できる ・最近では「発達障害」と「精神障害」の割合が高い
- ・「診断書なし」の割合が減少傾向にある… ということが言えます。



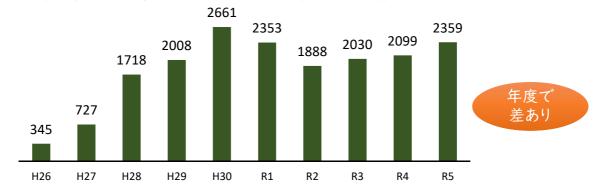
相談対応件数は安定しています

グラフ3 SSR相談対応件数

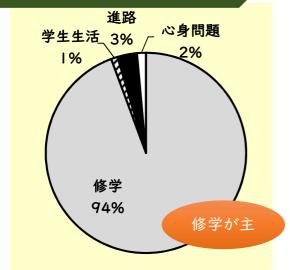
学生特別支援室の相談対応件数は、最近では2000件強で前後しています。

支援ニーズや関連部署との連携の必要性等によって、対応件数に差が生じることが、年度の件数の違いに影響していると考えられます。

また、一年の中では学期はじめの4月、10月の件数が多い傾向にあります。

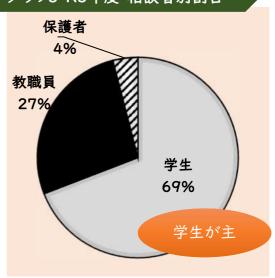


グラフ4 R5年度 相談内容



学生特別支援室で受ける相談の中心は「修学」に係ることですが、関連して学生生活、進路、心身問題などに関わる相談が見受けられます。 学生の所属学部、保健管理センター、学生相談所、就職支援室…等と連携して対応します。

グラフ5 R5年度 相談者別割合



学生特別支援室には、学生のからの相談や 修学に関する面談に加えて、支援に関わる 教職員からの問合せや確認なども多く寄せ られています。

最近の傾向

グラフ1~グラフ5から、最近の傾向として以下のような点を指摘できます。

- 障害等のある学生数は増加傾向にある
- 障害種は多様である
- 診断を受けた状態で、支援を希望する学生が増加している
- 修学と連動して、学生生活・進路・心身問題などの相談が見られる
- 関係者との連携の必要性が増している

「合理的配慮」の調整

「合理的配慮」は、以下の点を留意しながら調整する必要があります。

- 必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
- 障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること
- 事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと

また、以下の点から、過度な負担とならない範囲で調整をします。

- 事務・事業への影響の程度
- 実現可能性の程度
- 費用·負担の程度
- 事務·事業規模
- 財政·財務状況

参考:内閣府リーフレット

「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます!」 https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouriteki_ hairyo2/print.pdf

大学では、教育や研究の目的に沿って、配慮が必要な学生を含めた関係者間で、現実的な配慮方法を検討・調整していくことになります。

- 障害に由来する困難
- 教育の目的や授業形式
- 現実的な支援方法
- 支援が実施される環境

上記をすり合わせて調整することが重要です

- ◆ 授業では「配慮願」を参考に、配慮内容をご検討ください。
- ◆「配慮願」のない学生からの相談でも、配慮の 必要性や授業目的を確認しながら対応をご検 討ください。



合理的配慮と「事前的改善措置」

合理的配慮と同時に求められるのが「事前的改善措置」です。 多様なニーズを予め想定し、基礎的な環境を整備しておくと、 合理的配慮の調整がしやすくなります。

- 施設設備のバリアフリー化
- 関連規則の確認・見直し
- 支援体制の充実…等

複数かつ多様なニーズに応えるためにも、環境の整備拡充が求められています。

基礎的環境整備られています。

合理的配慮

参考:文部科学省ホームページ

「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)について」 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gai you/1384405.htm



山口大学 学生特別支援室(SSR)

メインオフィス:共通教育本館I階 TEL:083-933-5256 E-mail:shien@yamaguchi-u.ac.jp

